

今月のピックアップ

令和5年12月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

二次元バーコードで弊社 HP へアクセスできます。

【今月の担当：伊藤】



【年収の壁支援強化パッケージについて②】

11月のピックアップに引き続き、「年収の壁支援強化パッケージ」の「106万円の壁への対応」について掲載します。

◎「106万円の壁」への対応：従業員の収入を増加させる取り組みを行った企業に助成金を支給

従業員が101人以上の企業(2024年10月からは51人以上の企業)で働く、年収106万円(月収8.8万円)以上の方は現在、健康保険・厚生年金保険への加入が義務付けられており、社会保険料による手取り減少を懸念して就業調整を余儀なくされている従業員が数多くいます。

社会保険加入の負担を抑える施策として、賃上げや社会保険料を補う手当(社会保険適用促進手当)を設けるなど従業員の収入を増加させる取組を行った企業に3年間で1人あたり最大50万円を支給するという発表がされています。

今回の施策に関する具体的な説明は下図をご覧ください。

	キャリアアップ助成金		社会保険適用促進手当
	(1)手当等支給メニュー	(2)労働時間延長メニュー	
概要	①賃金の15%以上を労働者に追加支給※1 ②①とともに3年目以降、以下③の取組が行われること ③賃金の18%以上を増額させること	①延長4時間以上、増額なし ②3時間以上4時間未満、増額5%以上 ③2時間以上3時間未満、増額10%以上 ④1時間以上2時間未満、増額15%以上	事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません
対象労働者	2025年度末までに新たに社会保険の適用を行った従業員が対象		2025年度末までに新たに社保適用になる労働者が対象※3
期間	最大3年間	3年間 ※2	最大2年間 (手当支給開始後、算定対象としない期間)
制度併用	(1)と(2)は組み合わせることが可能 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、 2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能		

(1)の①②③のみは、1年目、2年目、3年目を指します。

参照：厚生労働省「年収の壁」への当面の対応策 <https://www.mhlw.go.jp/content/001162164.pdf>

【留意事項】

※各メニューは、まずキャリアアップ計画の提出後、取組から6ヶ月後に申請が可能になります。

※1 一時的な手当(標準報酬月額額の算定に考慮されない「社会保険適用促進手当」)による支給も可。

※2 労働者1人当たり30万円を支給(上限1人1回まで)、増額させる賃金は基本給。

〈社会保険適用促進手当〉

※3 標準報酬月額が10.4万円以下の労働者が対象(手当の上限額は本人負担分の保険料相当額とする)。

※支給を行う場合は、就業規則(又は賃金規程)への規定が必要になります。

※標準報酬月額等の算定から除外する場合は、正式名称で手当を支給すること。

※同一事業所内で同じ条件で働く他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、社会保険適用促進手当に準じるものとして、同様の取り扱いとされます。

弊社の年末年始休業期間は、令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)となります。